
退職手当の簡易計算シート 使用マニュアル

Ver.1.0.3

＝ 印刷は“両面印刷”と“N アップ”又は“2in1”設定でお願いします。＝

福島県教育庁福利課
長期給付担当

目次

目次.....	2
1 「退職手当の簡易計算シート」について.....	3
「計算シート」、「退職後のガイドブック」の掲載場所	3
2 計算の準備をしましょう。	4
（1）現在の給与月額を「毎月の給与明細書」等で確認します。	4
（2）【61歳以降の退職予定で試算する場合】60歳の年度末時点の給与を確認します。	4
（3）採用年月日・退職予定年月日を確認します。	5
（4）期末・勤勉手当の加算割合を、「期末勤勉手当の明細書」で確認します。	5
（5）育児休業、病気休職などの休職期間を確認します。	6
3 確認した情報を入力しましょう。	8
4 試算結果を確認しましょう。	10
5 よくある質問と回答	11
（1）パソコン・Excel に関すること	11
（2）データの入力に関すること	11
（3）計算結果に関すること	13
（4）その他	14
6 参考資料	15
（1）令和6年度の概算平均額	15
（2）計算シートのリリース情報	15

1 「退職手当の簡易計算シート」について

「退職手当の簡易計算シート」（以下「計算シート」という。）は、「現時点の退職手当額を知りたい。」、「今後の働き方の検討資料にしたい。」、「自分で退職手当額を計算したい。」といった御要望を受け、ご自身の情報を基に自分で退職手当の簡易試算ができるように作成した Excel シートです。

ライフプランの検討や退職手当の額の規模感を掴みたい場合などに御活用ください。

なお、計算シートを使用するには、お手持ちのパソコン等に Excel 又は Excel ファイルが使用できるアプリが必要です。

また、退職手当の制度や計算方法の詳細な説明は、「退職後のガイドブック」の「Ⅰ 退職手当の概要」を参考にしてください。

【退職手当の計算方法】

$$\text{退職手当額} = \text{基本額（退職時の給料月額} \times \text{支給率）} + \text{退職手当の調整額}$$

「計算シート」、「退職後のガイドブック」の掲載場所

福利課ホームページ

計算シート、退職後のガイドブック … <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70015a/taisyokugaido.html>

デスクネッツ

計算シート …… 文書管理 > 教育庁 > 福利課 > 退職手当の簡易計算シート

退職後のガイドブック … 文書管理 > 教育庁 > 福利課 > 退職後のガイドブック

2 計算の準備をしましょう。

はじめに、計算に必要な情報を確認します。確認メモの欄も御活用ください。

（１）現在の給与月額を「毎月の給与明細書」等で確認します。

確認する項目	確認できる書類等		確認メモ	
ア 現在の給料月額	現在の給与等明細書	「報酬・給料」の欄	級 号給	円
イ 【教育職員のみ】教職調整額		「教職調整額」の欄		円
ウ 【該当者のみ】給料の調整額		「特別調整額※」の欄		円

※ 管理職手当は除きます。

（２）【61歳以降の退職予定で試算する場合】 60歳の年度末時点の給与を確認します。

確認する項目	確認できる書類等		確認メモ	
ア 60歳年度末の給料月額	60歳時点の給与等明細書 給料表	「報酬・給料」の欄	級 号給	円
イ 【教育職員のみ】教職調整額		「教職調整額」の欄		円
ウ 【該当者のみ】給料の調整額		「特別調整額※」の欄		円

※ 管理職手当は除きます。

(3) 採用年月日・退職予定年月日を確認します。

確認する項目	確認できる書類等	確認メモ
ア 採用年月日※	履歴書、採用時の辞令	年 月 日
イ 退職予定年月日	発令通知書	年 月 日

※ 採用年月日について

- ・ 採用から退職まで、1 日も間が空かない期間が対象です。
- ・ 再任用職員や短時間勤務職員は、退職手当の支給対象外です。
- ・ 他の地方自治体等で勤務し 1 日も間を空けずに福島県で採用になった場合は、他の地方自治体等の在職期間を含める場合があります。
この場合は、他の地方自治体等の採用年月日から計算します。ただし、他の地方自治体の退職手当に関する条例等で、福島県の職員の勤続期間が、当該地方自治体職員の勤続期間に含めることができると定められている場合に限りです。
- ・ 福島県の採用前に勤務する事例が多い自治体
計算に含めることができます … 山形県、宮城県、栃木県、茨城県、埼玉県、神奈川県、鹿児島県、大阪府(R7.3.31 以降退職者は対象外)
計算に含めることができません … 東京都
- ・ 既に退職手当を受け取っている勤務期間は対象外です。

(4) 期末・勤勉手当の加算割合を、「期末勤勉手当の明細書」で確認します。

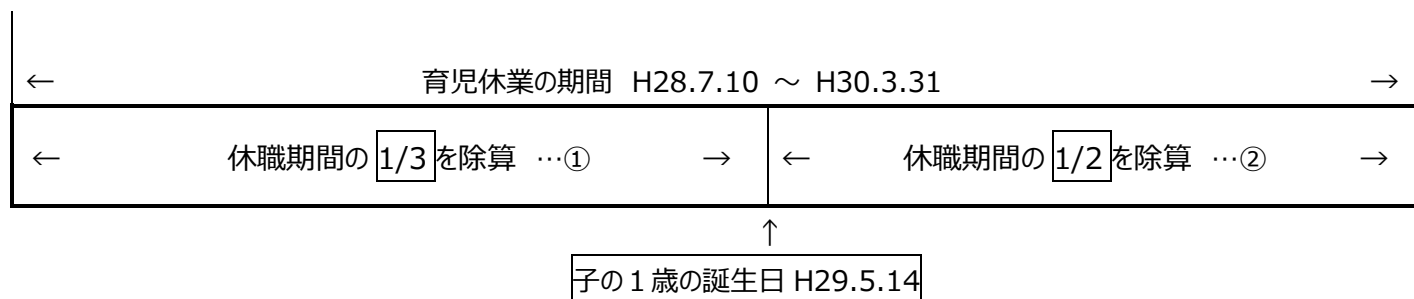
確認する項目	確認できる書類等		確認メモ
加算割合	期末・勤勉手当の明細書	「職務段階加算額・率」欄に記載の「率」	

(5) 育児休業、病気休職などの休職期間を確認します。

確認する項目	確認できる書類等	確認メモ
育児休業、育児短時間勤務、病気休職、職員団体専従休職等の休職期間 詳しくは、計算シートの「除算期間」や「退職後のガイドブック」を御覧ください。	辞令、発令通知書 履歴書	年 月 日～ 年 月 日 (育休のみ)子が1歳になる日 年 月 日
		年 月 日～ 年 月 日 (育休のみ)子が1歳になる日 年 月 日
		年 月 日～ 年 月 日 (育休のみ)子が1歳になる日 年 月 日
		年 月 日～ 年 月 日 (育休のみ)子が1歳になる日 年 月 日

- ・ 休職等で勤務しなかった期間は、在職した期間から除きます。
- ・ 在職した期間から除く期間が複数回ある場合は、その月数を合計した月数を除いて計算します。
- ・ 休職期間の最初と最後の月で1日でも勤務している場合は、その月は差し引く対象に含めません。
 例) H28.5.1～H28.9.30 を休職 = 休職期間は5月～9月の5か月
 H28.5.15～H28.9.15 を休職 = 休職期間は6月～8月の3か月
- ・ 育児休業の場合は、子が1歳に達した日の属する月の末日までの期間は、その月数の3分の1を除いて計算します。それ以降は2分の1を除いて計算します。
次ページの計算例も参考にしてください。

育児休業による除算期間の計算例



- 在 職 期 間 H20.4.1～R7.3.31 …17年0月
- 育児休業期間 H28.7.10～H30.3.31
- 子 の 誕 生 日 H28.5.14

除算期間と勤続期間の計算

計算の手順		計算
① 休職期間の $\frac{1}{3}$ を控除する期間	育児休業の初日から 子の1歳の誕生日の前日まで	H28.7.10～H29.5.13 = <u>10月</u> (H28.7は1日以上の勤務日があるため計算から除きます。)
② 休職期間の $\frac{1}{2}$ を控除する期間	子の1歳の誕生日から育児休業期間 の満了日まで	H29.5.14～H30.3.31 = <u>10月</u> (H29.5は、①の1/3除算で計算します。)
③ 除算期間の計算		①10月×1/3 + ②10月×1/2 = 3.333月 + 5月 = <u>8.333月</u>
④ 勤続期間の計算	在職期間 - ③除算期間	17年 - ③8.333月 = 16年3.667月 ÷ <u>16年</u>

3 確認した情報を入力しましょう。(ピーク時特例に該当する場合の入力例 ピーク時特例とは※12・13 ページ参照)

(1) 「計算シート」を開き、「2 計算の準備をしましょう。」の確認事項を計算シートに入力します。最初に、「① 基本額の計算」を入力します。

計算シートの入力箇所	入力例
退職手当の試算シート (簡易版) ・正確な金額を算出するには、履歴等の詳細な確認を要し、個人によりパターンもより多岐に渡ります。 ・この簡易試算シートでは、ざっくりと金額の規模感を把握することができます。(当然ながら詳細な計算結果と異なることがあります。) ・以上を踏まえて、ご自身の退職手当額の規模感を掴むなど、参考程度でご活用ください。 (入力欄) : 下の薄緑、太枠のセルが入力欄です。 退職手当額 = ①基本額 (A 退職時の給料月額 × B 支給率) × 除算月数 ①基本額の計算 ※ピーク時特例に該当する方も、ここにいったん入力してください A 退職時の給料月額 (「教職員調整額」や「給料の調整額」を含む) 給料表上の給料月額 289,200 円 教職員調整額 11,568 円 給料の調整額 なし B 支給率 参考「支給率」シート 退職事由 定年 34 年 2 月 35 年 0 月 採用年月日 H2.4.1 退職年月日 R7.3.31 ③ 退職の理由 退職事由 定年 34 年 2 月 35 年 0 月 採用年月日 H2.4.1 退職年月日 R7.3.31 ⑥ 除算月数 対象月数 3 分の 1 除算 19 月 2 分の 1 除算 6 月 全期間除算 0 月 除算月数 7 月 3 月 0 月 計 10 月 0 年 10 月 現在の給料月額による退職手当の基本額が表示されます。 A 退職時の給料月額 300,768 × B 支給率 46.83015 = ①基本額 14,085,010 円 (円未満切り捨て)	現在の給料月額(7割給料) 小中教育職 2級○△□号給 289,200 円 …①に入力 教職調整額 11,568 円 …②に入力 給料の調整額 なし …該当あれば②に入力 退職理由 定年 …③をクリックして選択 60 歳の誕生日以降に退職する場合は、自己都合退職であっても定年退職の率で計算します。 在職期間 (H2.4.1～R7.3.31 の場合) 採用年月日 H2.4.1 …④に入力 退職年月日 R7.3.31 …⑤に入力 除算期間 (今回は育児休業) A H13.1.15～H13.11.18 = 0 年 9 月 …1/3 除算期間 B H15.11.21～H17.3.31 ※子の誕生日 H15.9.20 ・ H15.11.21～16.9.19 = 0 年 10 月 …1/3 除算期間 ・ H16.9.20～17.3.31 = 0 年 6 月 …1/2 除算期間 1/3 除算期間計 = 0 年 19 月 …⑥1/3 欄に入力 1/2 除算期間計 = 0 年 6 月 …⑥1/2 欄に入力

(2) 次に、画面を下に移動し、「**ピーク時特例**」を入力します。

計算シートの入力箇所		入力例
ピーク時特例 ① 基本額 = a ピーク時の給料月額 × b ピーク時の勤務年数 + c 退職時の給料月額 × (d 退職時の勤務年数 - b) ※ピーク時特例に該当しない方は入力不要です。 a ピーク時の給料月額 (「教職員調整額」や「給料の調整額」を含む) 給料表上の給料月額 429,728 円 7 413,200 円 8 16,528 円 b ピーク時の勤務年数に対応する支給率 33 年 2 月 9 特定減額日の前日 R6.3.31 10 除算月数 19 月 10 採用～ピーク時の除算期間 10 基本額 = 429,728 円 × 45.32355 + 300,768 円 × (46.83015 - 45.32355) = 19,929,935 円 (円未満切り捨て) ピーク時の給料月額による退職手当の基本額が表示されます。		ピーク時の給料月額 (今回は R6.3.31) 小中教育職 2 級○△□号給 413,200 円 …⑦に入力 教職調整額 16,528 円 …⑧に入力 給料の調整額 なし …該当あれば⑧に入力 特定減額日の前日 …「特定減額日」は、60 歳に達した日後の最初の 4/1 です。その前日ですから、3/31 となります。 今回は⑨に「R6.3.31」を入力。 ピーク時までの除算月数 …⑥と同じ考え方で⑩に入力 今回は採用日から退職予定日の期間と、採用日からピーク時までの期間にある除算月数が同じのため、⑥と同様に入力します。

(3) 最後に、画面を下に移動し、「②調整額の計算」を入力します。

計算シートの入力箇所				入力例															
②調整額の計算 「調整額適用表シート」を参照して、ご自身の適用区分と月数を入力してください。 (↓上から金額の大きい区分順に入力してください) ⑪ 調整額の区分 ⑫ 月数を入力します。 <table border="1"> <tr> <th>調整月額(区分)</th> <th>月数</th> <th>調整額</th> </tr> <tr> <td>(1) 第6号区分</td> <td>48月</td> <td>32,500円</td> </tr> <tr> <td>(2) 第7号区分</td> <td>12月</td> <td>27,100円</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">調整額(合計)</td> <td>1,885,200円</td> </tr> </table> 調整月額の区分と月数は、「調整額の簡易確認表(教育職員用)」のシートを利用すると便利です。				調整月額(区分)	月数	調整額	(1) 第6号区分	48月	32,500円	(2) 第7号区分	12月	27,100円	(3)			調整額(合計)		1,885,200円	職員の適用区分に応じた調整月額を当てはめ、その月額の高い方から計 60 箇月分を入力。 今回は、R7.3.31 退職時、60 月の職務段階加算割合 10%、経験年数 38 年 12 箇月の場合。(採用前の経験年数も考慮した年月数。) 高い方から退職手当の調整額適用表を確認し、 ○第6号区分の経験年数 35 年以上・職務段階加算割合 10%に該当するのは、 …38 年 12 箇月～35 年 1 箇月の 48 月 ○第7号区分の経験年数 26 年以上 35 年未満・職務段階加算割合 10% …34 年 12 箇月～34 年 1 箇月の 12 月 ⑪で調整月額(区分)を選択 …今回は (1)に第6号区分、(2)に第7号区分を選択 ⑫で調整月額(区分)ごとの月数を入力 …今回は(1)に 48 月、(2)に 12 月を入力
調整月額(区分)	月数	調整額																	
(1) 第6号区分	48月	32,500円																	
(2) 第7号区分	12月	27,100円																	
(3)																			
調整額(合計)		1,885,200円																	
退職手当額 = 21,815,135 円 控除額 <table border="1"> <tr> <td>所得税及び復興特別所得税</td> <td>84,589 円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税</td> <td>99,400 円</td> </tr> <tr> <td>県民税</td> <td>66,200 円</td> </tr> <tr> <td>共済金(※注)</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>250,189 円</td> </tr> </table> 「退職手当額」と「控除額」が表示されます。				所得税及び復興特別所得税	84,589 円	市町村民税	99,400 円	県民税	66,200 円	共済金(※注)	0 円	合計	250,189 円						
所得税及び復興特別所得税	84,589 円																		
市町村民税	99,400 円																		
県民税	66,200 円																		
共済金(※注)	0 円																		
合計	250,189 円																		

4 試算結果を確認しましょう。

入力が終わりましたら、計算結果が表示されます。

なお、**計算シートの結果は、あくまで試算額です**。実際に支給される退職手当の額は、詳細な履歴事項や退職までの昇給及び条例改正等を踏まえて計算されますので、**参考としてお考えください**。

5 よくある質問と回答

計算シートの使用に当たり不明な点がある場合は、まずこちらを御確認ください。

該当する項目が見当たらず解決しない場合は、教育庁福利課へ電子メールでお問い合わせください。

電子メールアドレス fukurika_taite@pref.fukushima.lg.jp

(1) パソコン・Excel に関すること

Q1-01	計算シートを使用する OS や Excel は、最新バージョンが必要か。
計算シートは、Windows10 Pro、Excel 2016 で作成しています。 所属所で配備されているパソコンや Excel は問題なく動作すると思われます。	

(2) データの入力に関すること

Q2-01	福島県の教諭として採用される前に、他県で教諭をしていた期間がある。この期間は、勤続期間として計算に入れてよいか。
他県を退職したときに退職手当が支給されず、かつ、引き続き 1 日も空けずに福島県で採用された場合は、計算に入れることができます。当該他県の採用年月日を入力してください。 ただし、他県の退職手当に関する条例等で、福島県の職員の勤続期間が、当該他県職員の勤続期間に含めることができると定められている場合に限ります。	
Q2-02	福島県を定年退職後、引き続き間を空けずに再任用職員として勤務する予定である。この場合、退職年月日は再任用職員の退職日を入力してよいか。
再任用職員は退職手当の支給対象外のため、退職年月日は定年退職日を入力します。	

Q2-03	計算シートの入力または入力の確認を福利課にお願いしたい。
計算シートの入力と結果の確認は、御自身で行ってくださるようお願いいたします。入力方法に関する質問等は、教育庁福利課まで電子メールでお問い合わせください。 なお、質問事項と回答は、こちらに随時掲載してまいりますので、参考になしてください。	
Q2-04	「退職手当の調整額」について、退職後のガイドブックでは、『経験年数とは、「初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則」により定められた年月数のことで、学歴又は前歴等を考慮して定められたものです。』とあるが、計算シートでも厳密に反映されているのか。
計算シートは退職手当の規模感をつかむことに主眼を置いています。計算シートによる計算結果は正しく表示されますが、全ての情報を正しく入力するには、人事主管課等に詳細な履歴事項の確認が必要となりますので、参考としてお考えください。 なお、退職手当の調整額の入力に当たっては、「調整額の簡易確認表（教育職員用）」シートの利用も御検討ください。	
Q2-05	現在 59 歳である。今年度末、60 歳及び定年年齢まで勤務した場合の退職手当を比較したいので、将来の給料月額の予定額を教えて欲しい。
将来の給料月額については、昇給や条例改正等も踏まえる必要がありますので提供は困難です。現在の給料表などを基に、今後の昇給を予想した入力を御提案します。	
Q2-06	ピーク時特例とは何か。
退職手当の基本額の計算方法の特例 で、職員が 60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日から 7 割水準の給料月額となる場合、減額前の給料月額の最高額を考慮して退職手当の支給額を算定するものです。 ピーク時特例により、退職手当の基本となる給料月額は、7 割水準ではなく減額前の額を基本に計算します。 また、60 歳以後定年前に退職した職員が不利にならないよう、退職手当の基本額は、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定されます。	

例) 小中学校教諭(大卒 22 歳採用者)が満 61 歳の 3 月 31 日に退職した場合

○ **特定日前日の給料月額**

A 433,368 円 …小中教育職 2 級〇□△号給

勤続期間：38 年、支給率：ア 47.709

退職事由：定年退職

○ **退職日の給料月額**

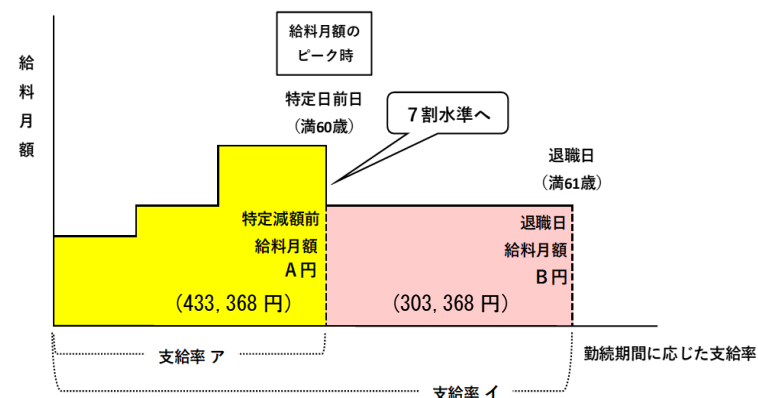
B 303,368 円 …小中教育職 2 級〇□△号給の 7 割水準

勤続期間：39 年、支給率：イ 47.709

退職事由：定年退職

○ **基本額**

$$A \times \text{ア} + B \times (\text{イ} - \text{ア}) = 433,368 \text{ 円} \times 47.709 + 303,368 \text{ 円} \times (47.709 - 47.709) = \underline{20,675,553 \text{ 円}}$$



※基本額については、60 歳の時点で、勤続期間が 35 年以上の場合、支給率が上限の 47.709 となるため、支給率イーアは 0 となり、60 歳以降で退職しても同じ額となります。ただし、退職手当の調整額については勤続年数によって増額となる場合があります。

(3) 計算結果に関すること

Q3-01

計算シートによる計算結果は、退職手当見込み額の証明書として使用できるか。

計算シートの計算結果は、あくまで試算額です。実際に支給される退職手当の額は、詳細な履歴事項の確認、退職までの昇給や条例改正等を踏まえて計算されますので、証明書としての使用はできません。

Q3-02

計算シートによる計算結果が正しいか確認したいので、目安となる額を教えてください。

退職手当額の目安として、30 代から 61 歳までの概算平均額を「6 参考資料」に掲載していますので参考にしてください。

ただし、年齢や採用年度が同じ場合でも、採用前の経歴や休職期間等により個人ごとに異なります。

Q3-03	計算シートによる計算結果の額は、退職時の受給が保障されるものか。
計算シートの計算結果は、あくまで試算額のため、今後の支給額を保障するものではありません。実際に支給される退職手当の額は、詳細な履歴事項の確認、退職までの昇給や条例改正等を踏まえて計算されますので、退職手当額の規模感をつかむための参考としてお考えください。 また、今後、条例改正等があった場合は、実際の支給額が計算結果を下回る場合もありますので、退職手当額の規模感をつかむための参考としてお考えください。	

(4) その他

Q4-01	退職時に共済組合貸付金の未償還額がある場合は、退職手当から一括償還になると聞いている。計算シートの結果に一括控除額となる額は含まれていないと考えてよいか。
お見込みのとおり。	
Q4-02	計算シートの入力が多い。もっと簡便に退職手当の額を知る方法はないのか。
退職手当は、「基本額（退職時の給料月額×支給率）＋退職手当の調整額」で計算され、これまでの経歴や勤続期間の情報が必要です。計算シートは本マニュアルを参考に使用され、質問等がありましたら福利課 長期給付担当まで電子メールでお問い合わせください。 なお、目安として30代から61歳までの概算平均額を「6 参考資料」に掲載しています。	

6 参考資料

(1) 令和6年度の概算平均額

年齢・退職区分	61～60 歳 (定年等)	59～55 歳 (自己都合)	54～50 歳 (自己都合)	40 代 (自己都合)	30 代 (自己都合)
事務職員	21,096 千円	16,473 千円	- 千円	- 千円	- 千円
教育職員	22,889 千円	18,356 千円	14,898 千円	5,323 千円	1,498 千円

- ・ 退職手当は年齢や採用年度が同じ場合でも、採用前の経歴や休職期間等により個人ごとに異なりますので、参考としてご覧ください。
- ・ 上記以外の職種は少数のため掲載を省略しました。
- ・ 54～50 歳・40 代・30 代(自己都合)の事務職員は、実績件数が非常に少なく個人の特定に繋がる恐れがあるため表示していません。

(2) 計算シートのリリース情報

R07.07.25 軽微な入力誤りを修正。

R06.07.19 調整額の簡易確認表(教育職員用)を追加。

R06.03.29 ピーク時特例が適用される場合の年月日が正しく表示されない問題を修正。

R06.02.27 在職期間の月数が1月退職の場合正しく計算されない問題を修正。

フルタイム会計年度任用職員等の6月以上12月未満の場合の在職期間計算方法、退職手当額の1/2調整の注意書きを追加。